

美保南地区体育振興会会則

(目 的)

第1条 美保南地区住民の体位向上と、健全な体育の向上を高めると共に、会員相互の親睦を深め、健康にして明るい郷土の建設に寄与することを目的とする。

(名 称 位 置)

第2条 美保南地区体育振興会と称し、事務所を美保南地区公民館に設置する。

(組 織)

第3条 美保南地区住民をもって組織する。

(事 業)

第4条 この会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区住民の体育振興に関する調査・研究及び指導。
- (2) 体育に関する講習会、研究会、講演会の開催。
- (3) 各種競技会の開催及び参。
- (4) 親睦を図るため、各種団体との連絡協調。
- (5) 他の体育団体との連絡協調
- (6) その他本会の目的を達成するための必要事項

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 名誉会長 | 1 名 |
| (2) 会 長 | 1 名 |
| (3) 副 会 長 | 3 名 |
| (4) 事務局長 | 1 名 |
| (5) 事務局長補佐 | 1 名 |
| (6) 事務局会計 | 1 名 |
| (7) 事務局員 | 若干名 |
| (8) 鳥取市体育指導員及び美保南地区体育指導員 | 3 名 |
| (9) 会計監査 | 2 名 |
| (10) 競技種目担当部長及び副部長 | 各1名 |

なお、必要と認める場合は、顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第6条 第5条に定める役員は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、会を代表し、総会の決定に従って、この会の業務を執行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、この会の全てを統括する。
- (4) 事務局長補佐は、事務局員と共に事務局長の職務を補佐する。
- (5) 事務局会計は、この会の会計事務の任に当たる。
- (6) 鳥取市体育指導員は、各種体育団体との連絡協調を図る。
- (7) 美保南地区体育指導員は、地区の体育振興と指導を行い、市体育指導員と連絡協調を図る。
- (8) 各種競技の部長及び副部長は、担当する競技種目の開催、競技の運営につき、責任を持ってその任に当たる。
- (9) 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- (10) 名誉会長は、会長に対して、必要に応じて意見を述べる。

(体育推進委員の選出)

第8条 本会の事業を円滑に実施するため、各町区から選出された人を体育推進員とする。体育推進委員は、地域の体育振興に参加し、積極的に事業推進の任に当たる。

(運営委員の組織及び職務)

第9条 運営委員の組織は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長、事務局長補佐、事務局会計、事務局員。
- (2) 鳥取市・美保南地区体育指導員
- (3) 各種目担当部長
- (4) 各町区体育推進委員

2 委員会は、会の事業の企画、立案及び事業運営に当たる。

(幹 事)

第10条 会計監査は、総会において選出し、会計監査に当たる。会計監査は年1回行う。但し、必要に応じて随時行うことができる。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。役員の任期が終了しても、後任者がその職に就任するまで、前任者がその職務を行うものとする。

(会 議)

第12条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総 会

総会は、本会の役員及び体育推進委員をもって構成し、年に1回定期に開催し、次の事業を審議・決定する。但し、総会の開催は会長が必要と認めたとき、又は運営委員会の要請に基づき、臨時に開催することができる。

① 本会に関する事項

- ② 予算及び決算に関する事項
- ③ その他本会にとっての重要事項

(2) 運営委員会

運営委員会は、必要に応じ会長招集にて臨時に開催する。

(部の設置)

第13条 本会に次の各部を設ける。

- (1) 男子・家庭婦人バレーボール部
- (2) ソフトボール部
- (3) 軟式野球部
- (4) 卓球部
- (5) バスケットボール部
- (6) バドミントン部
- (7) 駅伝部
- (8) ソフトテニス部
- (9) 陸上部
- (10) 水泳部
- (11) ゲートボール部
- (12) 柔道部
- (13) 剣道部
- (14) 弓道部
- (15) 相撲部
- (16) テニス部
- (17) グラウンドゴルフ部
- (18) その他、委員会において必要と認めた部

(会計)

第14条 本会の経費は、助成金、補助金、寄付金、その他をもって当てる。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(会則の変更)

第16条 本会の会則は、総会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

- 1 本会の会則は、昭和62年3月28日から施行する。
- 2 本会の会則は、平成2年2月4日一部改正する。
- 3 本会の会則は、平成6年2月20日一部改正する。
- 4 本会の会則は、平成15年2月8日一部改正する。